

組織統治

社会的責任ある前向きな意思決定が図られるようにするためには、理念・戦略・基準等を活用するプロセスの確立が必要です。組織統治では、企業理念・戦略実現の推進、基準等の遵守の定着、実行計画の実施プロセスの確認、目標や基準等の見直し等を課題と認識して取り組みます。



企業理念・戦略実現の推進

企業理念・経営計画(基本戦略)を周知しています

当社グループは、社会的責任に取り組む意思をグループ全体に周知するため、「企業理念」(P2: Top Message参照)において「豊かで持続可能な社会の実現に貢献する」という目的を表明しています。

その実践のため当社「経営計画」において以下の「基本戦略」および「具体的戦略」(抜粋)を定め、職場ミーティング等で周知しています。

基本戦略および具体的戦略(抜粋)

1. 自然災害対策を中心とするリスク管理の強化
2. 地球環境対応の強化
3. 役員・社員全員が自ら考え積極的に行動する企業風土の醸成
4. 研修の充実等による人材育成の更なる強化
5. 多様な人材の活用による組織活性化に向けた取り組み強化
6. サービス品質の向上
7. コンプライアンス(法令遵守)徹底のための社内教育及び社内チェック体制の一層の強化

また、実行にあたり「社会的責任に関する手引」の社会的責任の7原則を遵守しています。当社グループでは7原則にそった形の「行動基準」が定められ、CSR・コンプライアンスハンドブックを利用し、自己点検による確認に努めています。

目標や基準等の見直し等

CSR・コンプライアンス委員会での審議(3月開催)を実施しています

当社グループにおけるCSR活動の推進のため、2006年9月にCSR・コンプライアンス委員会が設置されました。

2014年度は、3月に開催し、環境・社会報告書の作成基準としての「社会的責任に関する手引」にもとづいたCSR活動の報告と見直し、および、「行動基準」遵守状況の自己点検にもとづいたコンプライアンス改善について審議しました。



職場ミーティング(南本牧)



職場ミーティング(福岡支店)

基準等の遵守の定着

コンプライアンス意識の浸透を図っています

当社グループは、社員が業務を遂行するときの規範として制定した「行動基準」遵守状況の自己点検やコンプライアンス研修の推進・徹底により、社員一人ひとりに企業倫理にもとづくコンプライアンス意識の浸透を図っています。

自己点検は、当社および国内グループ会社を対象としていましたが、2013年度からは対象範囲を拡げ、海外グループ会社にも英語対応で実施しました。

Web ▶「行動基準」遵守状況の自己点検の実績データを三菱倉庫ホームページに「拡張版」として掲載しています。
三菱倉庫HOME > CSR > 環境・社会報告書 > 拡張版

内部監査で業務プロセスを確認しています

監査部を中心に各支店に支店監査人、本店および各支店に監査補助者を置き、内部監査規則および内部監査計画にもとづいた内部監査を実施しています。内部監査の目的は、会社の業務および財産の状況を正確に把握し、不正過誤の防止および業務の改善、能率の向上その他経営の合理化に役立てることにあります。監査部は、当社および子会社の監査結果を経営者に報告しています。また、監査結果で指摘事項があれば総務部でフォローアップ支援を行い、確認結果を経営者に報告しています。

また、監査部は監査役とも緊密な連絡を保ち、内部監査に関する情報の提供を行って、監査役監査に協力しています。



職場ミーティング(東京支店)

実行計画の実施プロセスの確認

内部統制で業務等の適正さを確認しています

役員・社員の適正な職務遂行と会社業務の適正を確保するため、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しています。

また、財務報告の適正性を確保するために必要な体制を整備し、金融商品取引法にもとづく財務報告に係る内部統制の有効性の評価に関する「内部統制報告書」を作成・提出しています。

特定保税承認制度にもとづき保税業務等のプロセスを確認しています

特定保税承認制度は、世界税関機構のAEO(Authorized Economic Operator)ガイドラインにもとづき法令遵守等に関する一定の要件を満たした保税蔵置場等の管理者を「特定保税承認者」として承認し、届出による設置等、手続きの簡素化や、許可手数料の免除等の特例措置を適用するものです。当社は、2008年4月に、東京税関長から、同制度における「特定保税承認者」の承認を受け、保税業務をはじめとした輸出入関連業務における法令遵守の取り組みを一層強化し、お客様に安心してご利用いただける物流サービスの提供に努めてまいります。

また、グループ会社の門菱港運(株)は、2012年9月25日付けで、同じく京浜内外フォーディング(株)は、2014年6月9日付けで同制度の認定通関業者の認定を受けました。認定通関業者とは、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス体制の整備を税関に認定された通関業者であり、通関時に各種の特例措置を受けることができ、特例申告の活用等により、顧客サービスを一層高めます。また、国際物流におけるより一層のセキュリティ確保と貿易円滑化の両立を図ってまいります。



職場ミーティング(大阪支店)